令和４年７月１日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第 74 回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日　時：令和４年７月１日（金）　17:00～17:15
場　所：島根県庁６階　講堂
出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
　　関係課長　　計２５名
内　容：以下のとおり

１．県内の患者発生状況等について

（１）県内の患者発生状況等について
健康福祉部（健康福祉部長）　【資料１】

・６月以降の発生状況ですが、昨日３０日までの一月間に２，９８０人の陽性者が確認されています。６月２２日には１２８人と、約１か月ぶりに１００人を超える陽性者数が確認されましたが、その後も、陽性者の増加傾向が続き、２９日には１日当たりの陽性者数としては過去最多となる３７４人を確認しました。保健所別では、出雲保健所管内、松江保健所管内で１００人を超える陽性者数が確認されており、県東部において陽性者数の増加が顕著となっています。

・４月１８日からの週の１，２３４人をピークに減少傾向にありましたが、６月２０日から２６日までの１週間は９０６人と上昇傾向になっており、さらに、６月２７日から６月３０日の４日間の合計は、１，３１７人で過去最高となっています。

・現在、病床は最大で３７１床を確保しており、そのうち、速やかに患者の受入れができる即応病床は、陽性者が増加してきたことに対応して、再び病床数を増やし、現在、３２１床としております。
６月３０日時点での入院患者数は８０人で、病床使用率は、確保病床

で２１．６％、即応病床で２４．９％となっています。１日あたりの入院者数ですが、６月中旬から増加しております。この他、療養先の調整が終わった入院等調整済の方が２８４人、調整中の方が５１３人となっています。

・６月３０日時点で、宿泊療養者数は３５人、自宅療養者数は１，１６０人となっています。

・各保健所においては、引き続き、積極的疫学調査や幅広のＰＣＲ検査等を行うとともに、入院等の療養の調整、自宅療養者の健康観察・生活支援を全力で行っております。今後も感染拡大に備え、各保健所の支援を強化するとともに、必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

・また、県民の皆さまに対して、日々の体調管理をしっかり行っていただくとともに、体調に異常があった場合は早期に受診されるよう、積極的に呼びかけを行ってまいります。

健康福祉部（感染症対策室長）　【資料１　グラフ】

・ここ数日、３００人を超える感染者の報告がありましたので、直近一週間の感染者数（人口10万人対）は２６７人と、過去最高の値を示しています。これは、現在、全国で２番目に高い値になっています。

・県内８市の感染状況について、最も高いのは出雲市です。次いで安来市、雲南市、松江市と続いております。県東部で感染者が急増していることが確認できます。

・年代別の感染状況について、２０歳代、３０歳から４９歳、１８歳以下が、非常に高い数値で感染者が急増しています。５０歳から６４歳の比較的にワクチン接種が進んでいる世代においても、感染者が増加しているという特徴が見られます。

・遺伝子解析の結果について、６月の検査数１５６検体に対し、ＢＡ．５が５９検体、３７．８％の検出率です。ＢＡ．２は９７検体ではありますが、直近の６月２２日から２７日の６日間の検査数５６検体に対しては、ＢＡ．５が４３検体で７６．８％、ＢＡ．２が１３検体と、ＢＡ．２からＢＡ．５への置き換わりが進みつつあると考えておりますが、検出されている地域は、県東部であって、県西部と隠岐では１検体も検出されておりません。

（２）全国の感染状況について
防災部（防災危機管理課長）　【資料２】

（３）「感染状況のレベル」について
防災部（防災危機管理課長）　【資料３】

２．島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）
①　島根県の対応（案）について　【資料４】

３．知事指示事項

１．　県内では、３００人を大幅に超える新規陽性者が２日連続で確認されており、県東部を中心に、急速に感染が拡大している状況です。

今後、飲食の場などを通じて、さらに感染が拡大する懸念がありますので、先ほど説明のあった「島根県の対応」のとおり、県民及び事業者の皆様に、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和４年７月４日(月)から当面の間とします。

主な事項について申し上げます。

２．　これまでお願いしていた出雲市に加えて、松江市、安来市、雲南市の３市内においても、感染状況を踏まえ、飲食店等を利用する際は、人数を４人以下とし、時間についても、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で２時間以内としてください。

ただし、同居する家族等での利用については、この人数制限は適用外とします。

なお、松江市、出雲市、安来市、雲南市以外の地域については、引き続き、人数・時間の制限は行いません。

７月４日から人数・時間の制限を急きょお願いすることとなります松江市、安来市、雲南市で会合を予定されていた県民の皆様や、これらの地域の飲食店の皆様には、大変厳しい内容をお願いすることになり、大変申し訳な

い思いであります。ここ１週間で、感染状況が急速に悪化していること、これまでで新規陽性者数ベースで申し上げると最悪の状況にあるということを踏まえまして、早期に感染収束を図るために必要な措置としてお願いするものでありますので、ご理解いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

クラスターへの対応等、保健所等で全力を投入しまして、早期に感染症患者数の収束を実現し、飲食の人数・時間制限については、できるだけ早く解消していきたいと考えています。

３．　職場でのクラスターが複数発生していることから、引き続き、職場においても「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など、基本的な感染対策を徹底していただきますよう、お願いします。

４．　県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、関係機関等と十分に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力を、重ねてよろしくお願いします。

第 74 回島根県対策本部会議

日時:令和４年７月１日（金）17：00～
場所:県庁６階　講堂

１．県内の患者発生状況等について

２．島根県の対応について

３．知事指示事項

（配付資料）

（資料１）県内の患者発生状況等について　【健康福祉部】
（資料２）全国の感染状況について　【防災部】
（資料３）「感染状況のレベル」　【防災部】
（資料４）島根県の対応（案）　【防災部】

令和４年７月１日
対策本部会議資料
健康福祉部

資料１

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和２年４月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和４年６月３０日までに、計１９，９５４人の陽性者が確認されました。
５月は３，１０９人、６月は２，９８０人の陽性者が確認されています。

１．令和４年６月の陽性者の発生状況（６月３０日確認分まで）

陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
6月1日	68 人	松江市２３人、浜田市１人、出雲市２１人、益田市７人、大田市７人、安来市１人、雲南市７人、県外１人
6月2日	57 人	松江市１９人、浜田市１人、出雲市２２人、益田市４人、大田市４人、安来市４人、雲南市１人、奥出雲町１人、隠岐の島町１人
6月3日	45 人	松江市１８人、出雲市１９人、益田市４人、安来市２人、雲南市２人
6月4日	41 人	松江市２２人、浜田市２人、出雲市１０人、益田市１人、大田市１人、江津市３人、雲南市１人、県外１人
6月5日	25 人	松江市１１人、浜田市２人、出雲市８人、江津市２人、雲南市１人、県外１人
6月6日	56 人	松江市１６人、浜田市１人、出雲市１３人、益田市７人、安来市１人、江津市１４人、雲南市３人、川本町１人
6月7日	47 人	松江市１４人、出雲市１８人、益田市３人、大田市１人、安来市２人、江津市６人、雲南市３人
6月8日	37 人	松江市１２人、出雲市６人、益田市３人、安来市１人、江津市１４人、津和野町１人
6月9日	21 人	松江市７人、出雲市６人、益田市２人、江津市６人
6月10日	32 人	松江市１１人、浜田市１人、出雲市９人、益田市５人、安来市１人、江津市３人、雲南市１人、津和野町１人
6月11日	12 人	松江市５人、益田市１人、大田市１人、江津市３人、邑南町１人、津和野町１人
6月12日	6 人	松江市２人、出雲市１人、江津市２人、雲南市１人
6月13日	30 人	松江市１５人、浜田市１人、出雲市８人、益田市２人、江津市１人、津和野町１人、県外２人
6月14日	19 人	松江市７人、出雲市５人、益田市１人、安来市２人、江津市３人、津和野町１人

6月15日	26 人	松江市１６人、浜田市１人、出雲市７人、江津市１人、県外１人
6月16日	52 人	松江市４５人、浜田市４人、出雲市２人、安来市１人
6月17日	62 人	松江市２０人、浜田市６人、出雲市２３人、大田市１人、安来市１人、江津市６人、雲南市３人、県外２人
6月18日	66 人	松江市１８人、出雲市３７人、大田市３人、安来市１人、江津市６人、雲南市１人
6月19日	55 人	松江市２６人、浜田市３人、出雲市１５人、江津市１０人、雲南市１人
6月20日	89 人	松江市２２人、浜田市５人、出雲市４５人、益田市９人、安来市２人、雲南市４人、隠岐の島町２人
6月21日	98 人	松江市３８人、浜田市７人、出雲市３８人、益田市５人、江津市４人、雲南市３人、津和野町１人、県外２人
6月22日	128 人	松江市２９人、浜田市８人、出雲市７４人、益田市３人、大田市３人、江津市２人、雲南市７人、奥出雲町１人、県外１人
6月23日	125 人	松江市３８人、浜田市４人、出雲市７３人、益田市１人、大田市１人、安来市４人、江津市４人
6月24日	164 人	松江市２７人、浜田市８人、出雲市１１２人、安来市５人、江津市１人、雲南市７人、奥出雲町１人、飯南町３人
6月25日	148 人	松江市３０人、浜田市５人、出雲市７７人、益田市２人、大田市１人、安来市２５人、雲南市６人、飯南町２人
6月26日	154 人	松江市３４人、浜田市２人、出雲市８４人、益田市１人、大田市１人、安来市２０人、雲南市８人、飯南町２人、県外２人
6月27日	305 人	松江市７５人、浜田市１人、出雲市１５５人、益田市６人、大田市２人、安来市２６人、江津市２人、雲南市２０人、飯南町１６人、隠岐の島町１人、県外１人
6月28日	283 人	松江市６１人、浜田市１人、出雲市１６５人、益田市１人、大田市２人、安来市１９人、江津市２人、雲南市１８人、奥出雲町１人、飯南町１２人、県外１人
6月29日	374 人	松江市９２人、出雲市１６７人、益田市２人、大田市５人、安来市１８人、江津市２人、雲南市２５人、奥出雲町１人、飯南町８人、居住地確認中５４人
6月30日	355 人	（保健所別内訳） 松江１３１人、雲南３２人、出雲１６９人、県央１０人、浜田４人、益田３人、隠岐６人
6月計	**2,980 人**	

２．令和３年度以降の陽性者数の推移（週単位：６月２６日確認分まで）

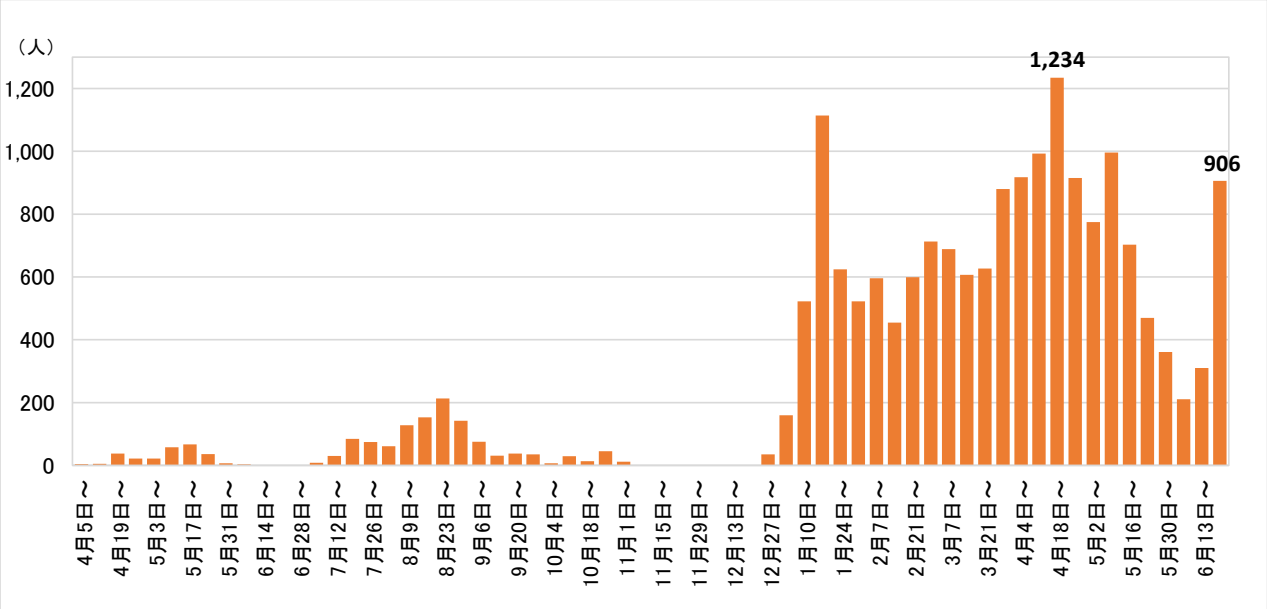

※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計
※直近は6/20～6/26までの集計（実績：906人）

３．病床確保状況及び使用率（６月３０日時点）

確保病床数（A）		病床使用率	
	即応病床（B）	確保病床（C／A）	即応病床（C／B）
371床	321床	21.6%	24.9%

入院患者数（C）				
	重症	中等症	軽症	無症状
80人	0人	19人	36人	4人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和３年度以降の日別状況）

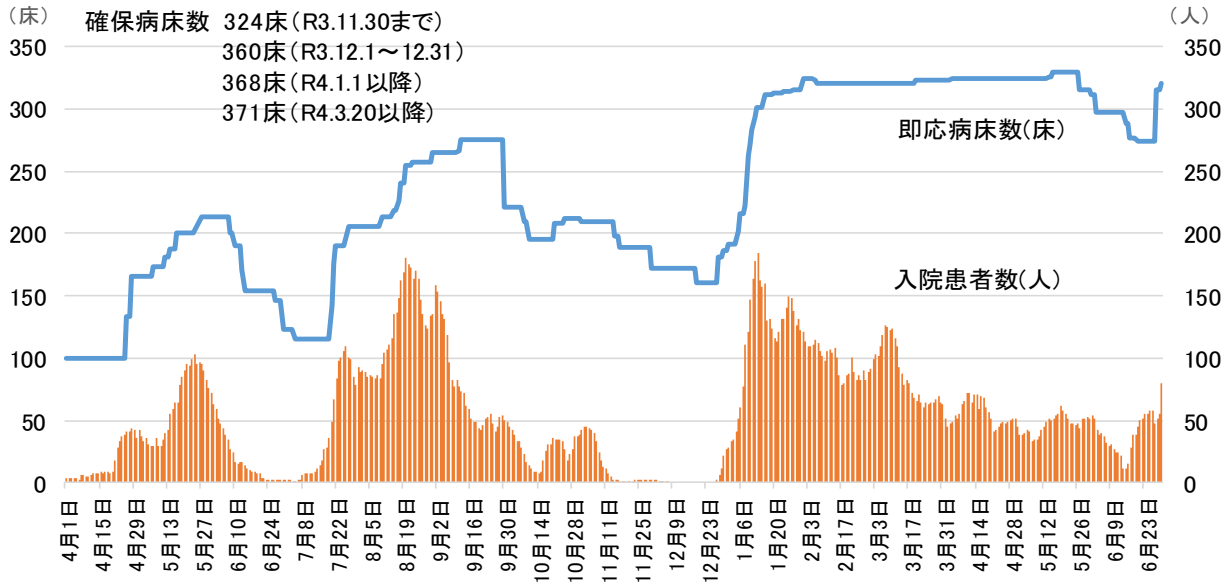

入院等調整済（入院等予定者）　２８４人
調整中　５１３人

４．軽症者等の療養（６月３０日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として３施設133室を確保

・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数　３５人
自宅療養者数　１，１６０人

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和３年12月27日以降）

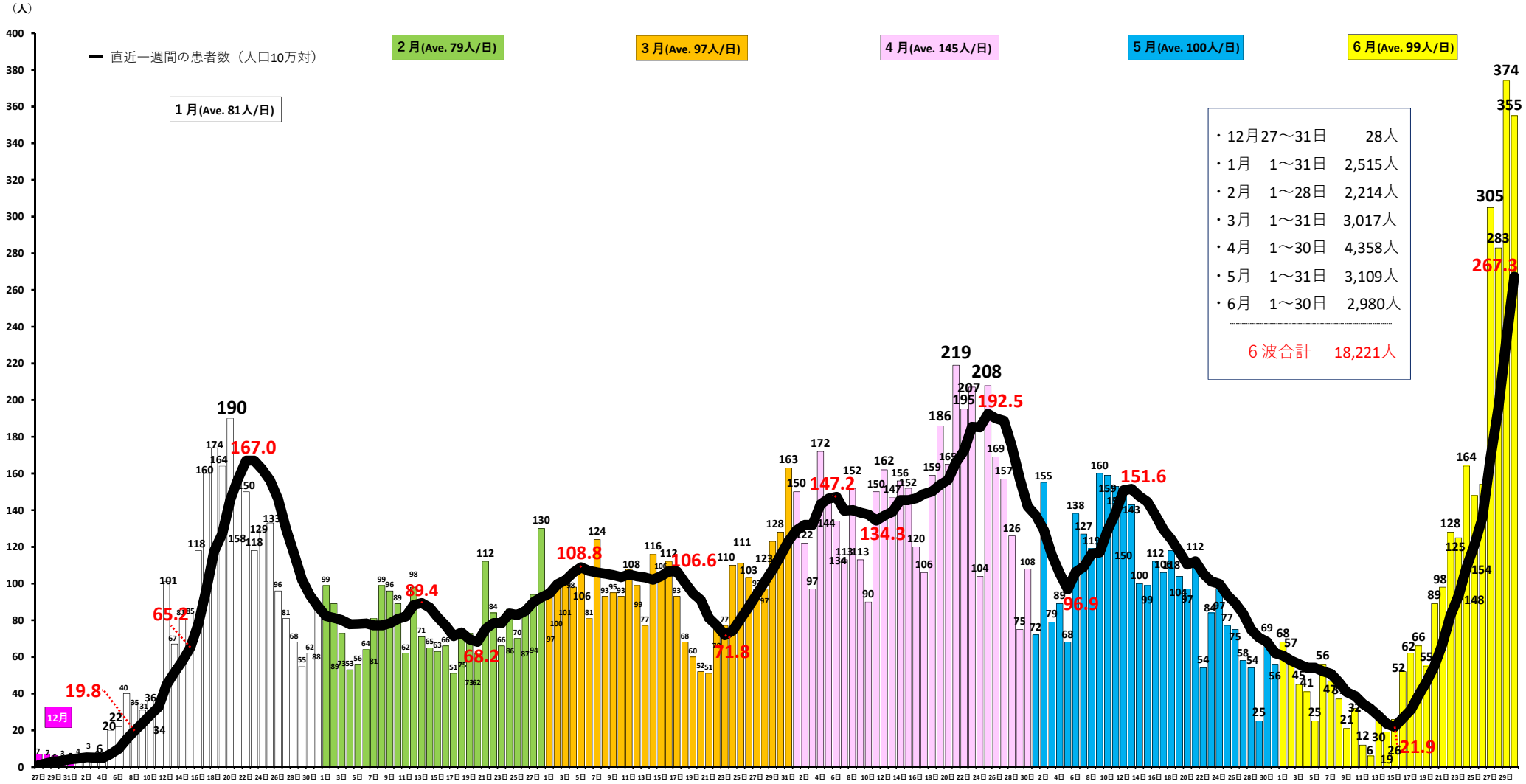

※島根県感染症対策室資料

島根県内の直近一週間人口10万対患者数の推移　ー松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市

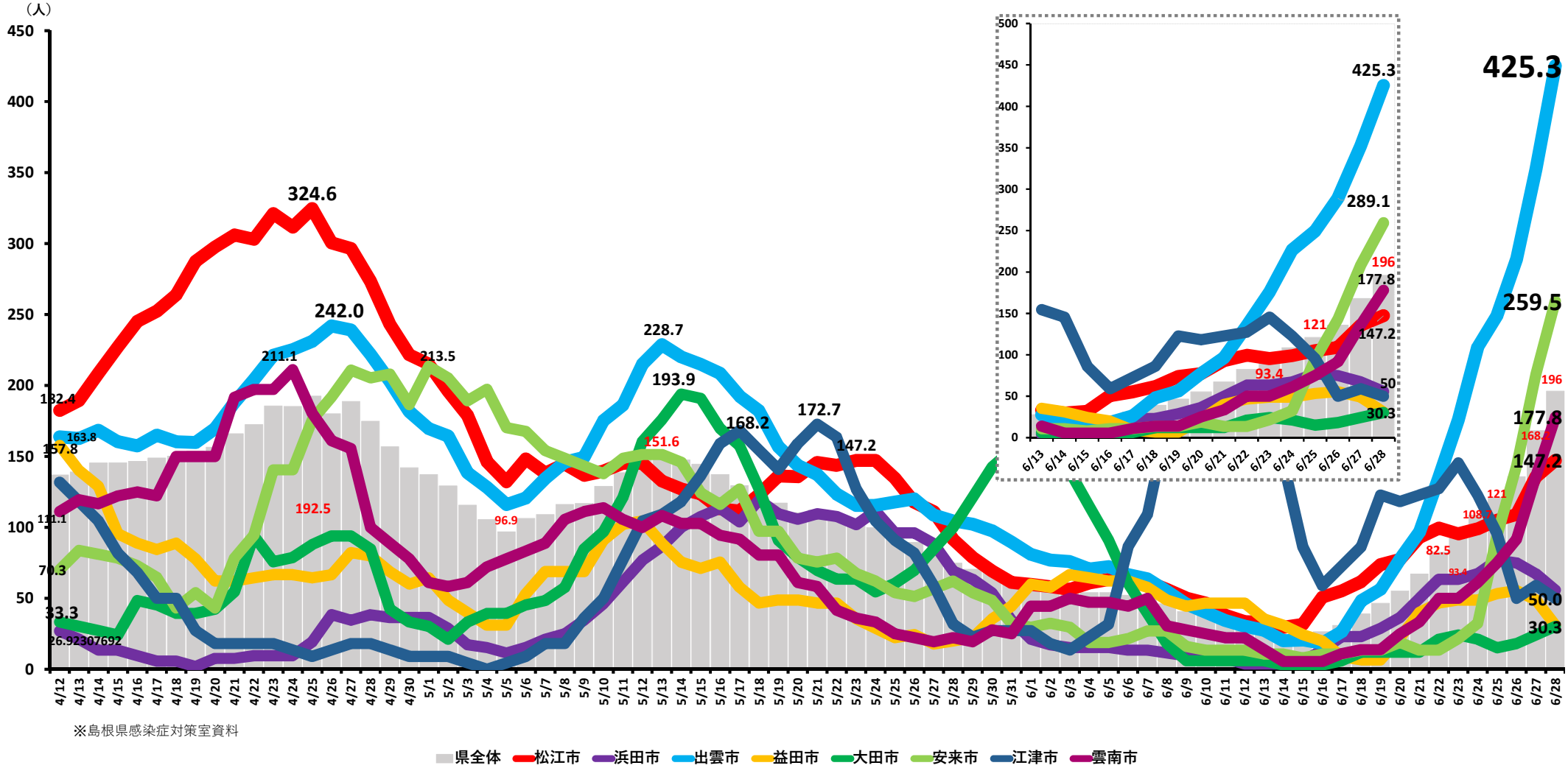

※島根県感染症対策室資料

島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移

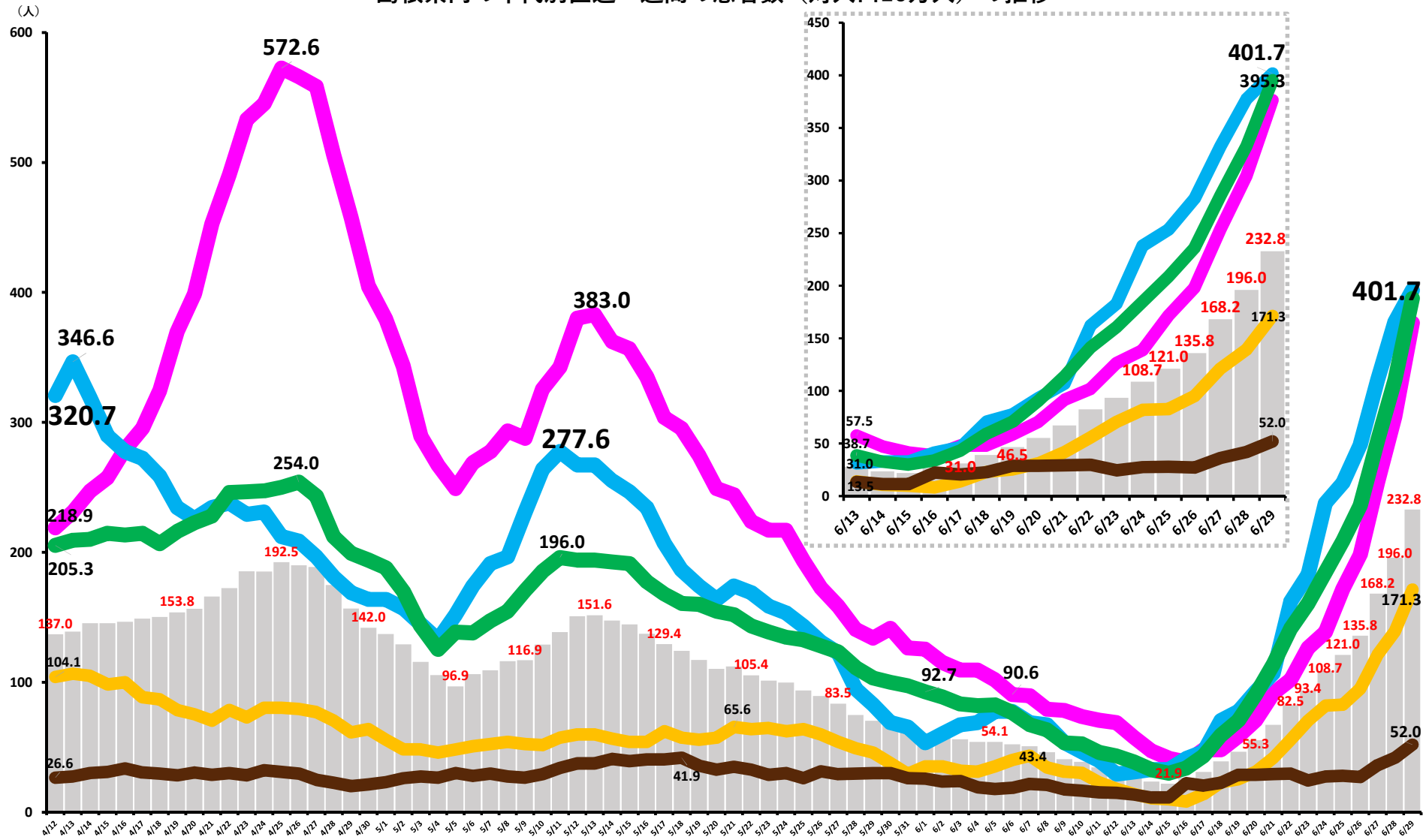

令和4年6月30日現在

遺伝子解析結果

陽性確認日	１－２月	3月	4月	5月	6月
検査数	667	42	224	226	156
BA.5	0	0	0	4	59
BA.2	1	13	170	216	97
（内、BA.2.12.1）					(1)
BA.1	659	29	54	6	0
デルタ	7	0	0	0	0

※島根県保健環境科学研究所調べ

6月22～27日
検査数 56
BA.5　43　76.80%
BA.2　13　23.20%

資料２

令和4年7月1日10:00時点

全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	新規陽性者数				陽性者数・検査件数比（陽性率）※1		感染経路不明割合		死者数（人口10万人）	
	都道府県	6/13～6/19 人口10万人あたり（人）	都道府県	6/20～6/26 人口10万人あたり（人）	都道府県	6/13～6/19の1週間	都道府県	6/11～6/17の1週間	都道府県	1/1～6/30
1	沖縄	558.50	沖縄	613.01	沖縄	87.1%	福岡	100.0%	大阪	24.36
2	鹿児島	150.31	熊本	168.99	熊本	28.8%	千葉	96.7%	奈良	18.27
3	熊本	148.05	佐賀	146.01	鹿児島	28.7%	神奈川	92.1%	京都	17.58
4	佐賀	127.98	鹿児島	144.32	青森	24.9%	京都	83.7%	兵庫	15.61
5	福井	112.89	島根	119.73	滋賀	23.7%	宮城	71.6%	福岡	12.66
6	青森	111.56	青森	119.50	佐賀	22.6%	石川	71.5%	愛知	12.41
7	長崎	107.69	長崎	116.80	兵庫	21.8%	兵庫	71.3%	千葉	12.25
8	高知	102.72	宮崎	116.22	宮崎	21.0%	大阪	67.0%	北海道	11.83
9	北海道	99.31	福井	106.12	富山	19.4%	奈良	66.8%	高知	11.75
10	宮崎	97.67	高知	102.58	北海道	18.5%	岐阜	63.2%	広島	10.45
11	広島	89.44	東京	101.47	福井	18.1%	埼玉	62.9%	東京	10.06
12	福岡	88.68	福岡	96.94	京都	17.7%	東京	61.4%	神奈川	9.90
13	大阪	88.65	大阪	96.76	愛知	17.7%	栃木	60.5%	佐賀	9.82
14	石川	86.03	愛媛	85.96	高知	17.5%	長崎	57.9%	宮崎	9.79
15	京都	81.30	北海道	79.83	長崎	17.3%	福島	57.2%	熊本	9.50
16	東京	80.60	広島	78.82	福岡	15.3%	富山	53.9%	香川	9.41
17	徳島	77.34	京都	77.39	愛媛	15.1%	宮崎	49.4%	鹿児島	8.99
18	宮城	75.76	兵庫	76.18	神奈川	14.2%	山形	49.2%	栃木	8.27
19	滋賀	74.33	愛知	75.91	岐阜	13.9%	香川	49.2%	滋賀	8.27
20	岐阜	74.13	滋賀	75.88	大分	13.4%	群馬	48.3%	埼玉	8.22
21	愛知	72.43	徳島	72.66	徳島	13.3%	山梨	47.9%	三重	8.20
22	富山	72.22	神奈川	70.48	東京	13.0%	沖縄	47.0%	茨城	7.87
23	兵庫	70.38	石川	69.77	奈良	12.8%	北海道	44.5%	群馬	7.52
24	岡山	69.79	三重	65.75	山口	12.7%	長野	44.2%	大分	7.14
25	大分	67.67	山口	64.21	宮城	12.7%	青森	43.7%	山口	6.48
26	愛媛	67.59	鳥取	64.03	埼玉	12.3%	岡山	43.3%	岐阜	6.39
27	岩手	66.34	富山	62.84	三重	12.0%	秋田	42.0%	沖縄	6.13
28	山口	65.24	岡山	61.69	岩手	11.9%	三重	41.0%	岡山	6.08
29	奈良	59.62	岐阜	61.00	群馬	11.8%	静岡	40.9%	和歌山	6.05
30	神奈川	58.77	埼玉	60.84	千葉	11.2%	茨城	38.3%	青森	5.94
31	埼玉	55.88	宮城	60.75	岡山	11.2%	和歌山	38.0%	静岡	5.82
32	三重	55.19	和歌山	60.65	大阪	11.1%	高知	36.2%	石川	5.54
33	香川	53.24	大分	55.33	茨城	10.4%	愛媛	35.7%	長野	5.27
34	山梨	51.17	千葉	54.90	秋田	10.3%	熊本	35.4%	山梨	4.81
35	群馬	50.77	奈良	53.76	広島	9.7%	佐賀	34.4%	秋田	4.66
36	茨城	49.30	茨城	53.08	静岡	9.6%	鹿児島	32.9%	愛媛	4.56
37	千葉	48.30	香川	51.05	栃木	9.1%	広島	31.8%	富山	4.12
38	和歌山	47.89	静岡	47.48	長野	8.7%	岩手	30.5%	長崎	3.99
39	静岡	46.79	山梨	42.91	香川	8.5%	山口	29.7%	山形	3.80
40	長野	46.32	群馬	42.53	島根	8.3%	鳥取	29.0%	宮城	3.56
41	福島	43.88	岩手	41.73	和歌山	8.1%	島根	28.5%	岩手	3.50
42	秋田	41.10	山形	40.72	新潟	7.7%	大分	27.9%	福島	2.76
43	山形	39.89	長野	37.63	山形	7.2%	新潟	26.6%	鳥取	2.70
44	島根	38.72	福島	37.59	石川	6.8%	徳島	21.3%	徳島	2.61
45	鳥取	37.77	新潟	36.21	鳥取	6.8%	福井	7.3%	島根	1.63
46	新潟	36.44	栃木	31.95	福島	5.1%	愛知	－	新潟	1.30
47	栃木	35.78	秋田	24.02	山梨	3.4%	滋賀	－	福井	0.91

【出典】

人口数：人口推計　第４表　都道府県, 男女別人口及び人口性比ー総人口, 日本人人口（2019年10月１日現在）

陽性者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（6月27日）

陽性者数・検査件数比、感染経路不明割合：厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）について」（6月24日）

死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

※1：分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数（疑似症患者を含む）」に対し、
「検査件数（退院時検査等を含む）」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。

資料３

令和４年７月１日 10：00 時点
（6 月 24 日～6 月 30 日）

令和３年 11 月８日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類（ステージ）
レベル０（感染者ゼロレベル）	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	－	Ⅰ
レベル１（維持すべきレベル）	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	－	Ⅱ
レベル２（警戒を強化すべきレベル）	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・確保病床の使用率 20%以上 （最大確保病床数 371 床　使用状況 80 床） （7/1　10 時現在　21.6%） ・直近１週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 （7/1　10 時現在　267.32 人/10 万人/週）　注１	Ⅲ （Ⅲの最終局面）
レベル３（対策を強化すべきレベル）	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	・病床使用率　50%超　・重症病床使用率　50%超 （7/1 10 時現在　21.6%　0/28 床　0.0%） ・予測ツールや様々な指標に基づき、「３週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合　注２	Ⅳ
レベル４（避けたいレベル）	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	－	

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注１　保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定
注２　政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和４年７月１日 10:00 時点
（6 月 24 日～6 月 30 日）

令和３年４月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制（参考）
		①病床のひっ迫具合			②療養者数（入院者、自宅・宿泊療養者の合計）	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	直近１週間と先週１週間比較
		入院医療 注1		重症者用病床					
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 20 人以上	5%以上	15 人/ 10 万人/週以上	50%以上	－
国指標	ステージⅣ	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 30 人以上	10%以上	25 人/ 10 万人/週以上	50%以上	－
県の状況【7/1 10:00 時点】		・確保病床の使用率 21.6% ・入院率 3.9% ・最大確保病床数 371 床 ・使用状況 80 床		・確保病床の使用率 0.0% ・最大確保病床数 28 床 ・使用状況 0 床	人口 10 万人当たりの全療養者数 310.64 人 全療養者 2,072 人 （入院者 80 人） （宿泊療養者 35 人） （自宅療養者 1,160 人） （入院等予定者 284 人） （入院等調整中 513 人）	13.6%注2 6/20～6/26 906 人 /6,665 件	267.32 人 /10 万人/週 6/24～6/30 1,783 人	22.9% 6/23～6/29 209 人/913 人 ※調査中を除く	2.86 【6/17～6/23】 623 人 【6/24～6/30】1,783 人

注１ 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）」より引用。

注２ 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

資料４

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和４年７月４日から当面の間とする。

１．　都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること。

２．　基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

⑴　「三つの密」の回避

⑵　「人と人との距離の確保」

⑶　「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」

⑷　「手洗いなどの手指衛生」

⑸　「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

３．　家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

４．　無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を７月３１日までとする。（特措法第24条第9項に基づく要請）

５．　飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用すること。

松江市、出雲市、安来市及び雲南市においては、感染状況を踏まえ、飲食店等を利用する際は、

⑴　飲食の際の人数を４人以下とすること。

ただし、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しない。

⑵　時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で２時間を限度とすること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

６．　ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

７．　業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

８．　イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

９．　接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10.　事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11.　誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

別紙

島根県の対応（令和４年６月24日島根県対策本部決定）

【令和４年６月24日以降のイベント等開催制限の目安について】

⑴ 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和４年２月18日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和４年２月18日付け事務連絡）に基づき、令和４年２月21日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100％とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50％のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50％（大声あり）(注1) 又は100％（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定 (注2)	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 (注4)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50％ のいずれか大きい方
収容率 (注4)	100％ 大声なしの担保が前提	大声なし100％、大声あり50％以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注1）令和３年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。
（注2）参加人数が5,000人超かつ収容率50％超のイベントに適用。様式は別に定める。
（注3）様式は別に定める。
（注4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

⑵ 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50％超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の２週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。

⑶ それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト (注3) を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から１年間保管すること。

⑷ 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。

⑸ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和４年５月23日付け事務連絡を確認すること。